

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成30年8月28日

東広島市長 高 垣 廣 徳



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

（仮称）東広島モール（西エリア）

(2) 所在地

東広島市西条西本町1223番地1ほか

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）

位 置	面 積
B棟北東側	24 m ²
C棟北東側	24 m ²
合 計	48 m ²

（変更後）

位 置	収容台数
B棟北東側	24 m ²
C棟南西側	24 m ²
D棟北側	24 m ²
合 計	72 m ²

イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	容 量
B棟北東側	3. 3 m ²
C棟北東側	4. 2 m ²
合 計	7. 5 m ²

(変更後)

位 置	容 量
B棟北東側	3. 0 m ²
C棟南西側	4. 0 m ²
D棟北側	0. 6 m ²
合 計	7. 6 m ²

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯	備 考
B棟北東側	午前6時00分から午後10時00分まで	—
C棟北東側	午前6時00分から午後10時00分まで	—

(変更後)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯	備 考
B棟北東側	午前6時00分から午後10時00分まで	—
C棟南西側	午前0時00分から午後12時00分まで	24時間
D棟北側	午前6時00分から午後10時00分まで	—

3 変更する年月日

平成30年9月11日

4 変更する理由

施設の配置及び運営方法の計画変更のため

5 届出年月日

平成30年8月24日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年8月28日(火)から平成30年12月28日(金)まで(東広島市の休日定める条例第1条に規定する日を除く。)とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課
東広島市西条栄町 8 番 2 9 号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日 (金)

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課